

平成30年第4回定例会
斑鳩町議会会議録

平成30年12月6日
午前9時 開議
於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員(12名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	小村尚己
5番	伴吉晴	6番	平川理恵
7番	嶋田善行	8番	井上卓也
10番	坂口徹	11番	濱真理子
12番	木澤正男	13番	奥村容子

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 真弓 啓 係 長 岡田光代

1, 地方自治法第121条による出席者

町 長	中西和夫	副町長	乾善亮
教育長	藤原伸宏	総務部長	加藤恵三
総務課長	仲村佳真	まちづくり政策課長	安藤容子
財政課長	福居哲也	税務課長	本庄徳光
住民生活部長	植村俊彦	住民生活部次長	黒崎益範
福祉子ども課長	浦野歩美	長寿福祉課長	中原潤
国保医療課長	猪川恭弘	健康対策課長	北典子
環境対策課長	東浦寿也	住民課長	関口修
都市建設部長	藤川岳志	都市建設部次長	谷口裕司
建設農林課長	上田俊雄	都市整備課長	松岡洋右
会計管理者	面卷昭男	教委総務課長	安藤晴康
生涯学習課長	栗本公生	生涯学習課参事	平田政彦

1, 議事日程

日 程 1. 一般質問

〔1〕 12番 木澤議員

1. 生き生きプラザや公民館の貸館の利用について
 - (1) 営利を目的とした利用に対する町の規定について。
 - (2) 受付の際の町の対応について。
 - (3) 営利目的であることが発覚した場合の町の対応について。
2. 協働のまちづくりの取り組みについて
 - (1) 各年度ごとの提案事業の件数と傾向について。
 - (2) 活動団体メンバーから、提案事業の申請、会場の申し込みなどの事務手続きが煩雑化されたと不満の声を聞くが、制度発足当初と現在とではどのように変わっているのか。
 - (3) 制度スタート当初はコーディネーターなどをつけ、町として事業提案のサポートなどを積極的に行っていたが、その後そうしたサポートが弱まり、提案団体の活動が弱まってきているように感じるが、あらためて事業提案や提案団体の継続的な活動をサポートする町の支援体制は必要ではないか。
3. 敬老記念のお風呂券について
 - (1) 以前から、お風呂券は使わないので、違うものにしてほしい、もしくは選択制にしてほしいとの声が多数寄せられているが、改めて町として検討できないか。
4. いかるがバイパス（パークウェイ）について
 - (1) 沿線住民に対する国・町の認識と対応姿勢について。
 - (2) 平成28年度第4回近畿地方整備局事業評価監視委員会に見られる国の認識について町としてどう考えているか。

〔2〕 4番 小村議員

1. 公共施設にソーラーパネルをつけることについて
 - (1) 来年度、エアコンの設置に向けて今会議でも初日に補正予算の議決を行ったところである。エアコンを電気式で使う学校では、今後より電気代がかかると思う。また避難所になる体育館等は停電した際も電気を自家発電する必要性もあると思うが、公共施設にソーラーパネル等をつけて自家発電をするべきではと考えるが町

の見解を伺う。

2. 災害弱者のために協定を結ぶことについて

- (1) 災害が起きたとき、災害弱者に対する対応をどのように考えているか。今後、社会福祉法人や近隣の企業等と提携していくべきだと考えるが町の見解を伺う。

3. 部活動について

- (1) 昨今、少子化、クラブチームによる子どもが増えていることにより、学校で部活動をするのが困難になっている現状がある。斑鳩町の現状と今後の考え方について。

〔3〕 1番 宮崎議員

1. コミュニティバスについて

- (1) 公費の使用について

2. 遊水地調整池について

- (1) 国・大和川
(2) 県・三代川
(3) 町

3. もみじ祭りの今後について

- (1) 再開はあるのか。

4. 入札について

- (1) 参加業者何社。
(2) 誘導入札になっていないのか。

〔4〕 6番 平川議員

1. 県営水道一元化について

- (1) 本町の県営水道の利用割合、自己水の状況
(2) 県営水道一元化に参画する場合のメリット・デメリット（住民の利用料金、設備費等）
(3) 現状では、一元化に向けて早急に進める必要があるかどうか。
(4) 全体スケジュールと本町が参画するかどうかを決める時期はいつごろになるのか。
(5) 水源が遠方にあると、災害時には送水が寸断される懸念がある。災害時を考えると自己水源を残すことが必要だと考えるが、いかがか。

2. 鳥獣被害について

(1) 被害状況について

ここ数年、また今年の傾向（増えているのかどうか、申し出件数、対応件数等）

(2) 住宅地や通学路等への出没状況について。その頻度等。

(3) 実態把握しているかどうか。調査をする必要があると思うが、どうか。

(4) 現状は、どのような対策をしているか。

(5) 対策をしてほしいという申し出には、すべて応じることができているのか。

(6) 従来対策以外の方法はないのか。集落への侵入を防ぐための防護柵を設置するなどの対策は可能かどうか。

[5] 11番 濱議員

1. 「身障者用」「多目的」トイレの表示について

(1) 公共施設等での表示の現状について（表示マークや文字による表記）。

(2) 小中学校での表示について。

(3) 避難所となる施設のトイレの充実について。

2. 風疹対策について

(1) 奈良県・斑鳩町での罹患者の現状と今後の見通しはどうか。

(2) 予防対策について。

(3) 検査や予防接種の補助について。

3. カーブミラーの結露について

(1) 冬季・早朝の結露・くもり対策について。

[6] 13番 奥村議員

1. 「こども防災手帳」について

(1) 小学校での防災教育の認識と現状について。

(2) 子供防災手帳の導入について。

2. 観光危機管理の充実について

(1) 「地域防災計画」に記されている外国人・観光客への対策として。

①外国人向け防災リーフレットの多言語化について検討しているか。

②避難地・避難路・避難所の案内標識の設置にあたって日本語・英語表記以外の言語について検討していくのか。

③町内の観光施設にその近くの避難所を掲示するよう協力要請はできているか。

④避難所等に通訳を行う一般ボランティアが派遣できるよう、町社会福祉協議会との連携に努めているか。

3. 史跡中宮寺跡公園付近に駐車場を設置することについて

(1) 11月23日に、史跡中宮寺跡公園で実施された、第2回いかるがマルシェの参加人数、車の台数について。

(2) 史跡中宮寺跡公園の付近に駐車場を設置する事の認識について。

4. 町火葬場について

(1) 植栽管理について。

[7] 7番 嶋田議員

1. 斑鳩らしい教育について

(1) 義務教育における郷土愛・ふる里を思う心を育む教育について。

2. 防災訓練について

(1) 保育園、幼稚園、小学校では各種避難訓練、防災訓練が行われているが、どのような訓練か。

3. 公共下水道の普及について

(1) 駅前から目安4丁目地内に至る下水道整備についての工程は。

[8] 2番 小林議員

1. 住宅セーフティーネット・住まいの確保について

(1) 2017年、改正住宅セーフティーネット法が施行され、住宅確保の安全網ともいえる制度がスタートし1年。住宅確保要配慮者、高齢者、低額所得者、子育て世帯等への支援や入居を拒まない賃貸住宅の登録制度について。

(2) 住宅確保に配慮が必要な人たち向けの賃貸住宅の供給促進計画について。

2. 乳児用液体ミルクの子育て支援へとしての活用について。

(1) 乳児用液体ミルクは、人工乳が液状で容器に密封されており、授乳時に調乳の手間を省くことができ、長期保存が可能です。国の男女

共同参画会議において、家事・育児等の軽減を図るという観点から普及に向けた取り組みが進められているが斑鳩町としての考えは。

(2017年3月での一般質問で要望)

3. 公共施設の有効活用について

(1) 斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業における法隆寺iセンターの有効活用のこれまでの協議について。

(2) 旧あゆみの家や今後の法隆寺iセンターの利用について。

4. グローバルGAPの取組状況について

(1) 国際水準GAPの取組及び認証取得の推進は、国産農畜産物の2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への供給のみならず、輸出拡大や農業人材の育成など、我が国の農畜産業競争力の強化を図る観点から、極めて重要となっています。

①国産農林水産物の輸出増や国内での販路拡大に向けて、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会も契機として、生産現場における国際水準のGAP（農業生産工程管理）の実施及び認証取得の拡大について、斑鳩町と奈良県の取組について。

②2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における食材調達基準（農産）を満たす件数について。

1. JGAP 2. GLOBALGAP 3. GAPに基づき生産され、都道府県等公的機関による第三者の確認 4. ASIAGAP

③奈良県において、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における食材調達基準（畜産）、上記要件1から4をみたす件数について。

④農林水産省が「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」（平成22年4月）（以下「GAP共通基盤ガイドライン」という。）を策定し、当該ガイドラインに準拠したGAPの普及を推進しているが、斑鳩町と奈良県の考えは

⑤グローバルGAPの取組・認証取得の拡大の推進施策。GAP指導体制における指導員数について。

⑥JGAP等のGAP認証の取得農家の経費の支援措置について（

国産畜産物の輸出環境整備事業)。

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長（伴吉晴君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、全員出席であります。

これより、本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は一般質問であります。

あらかじめ定めた順序に従い、質問をお受けいたします。

はじめに、12番、木澤議員の一般質問をお受けいたします。

12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 皆さん、おはようございます。

それでは、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきたいと思っております。

まず1点目は、生き生きプラザや公民館等の貸館についてということですが、先日、1通の投書をいただきました。そこには、「町の貸館を利用されている方が営利を目的として利用している実態があるのではないか」ということです。実際に貸館を利用している方の活動などが紹介されているホームページ等からですね、プリントアウトされた資料も一緒に添付をされていました。

その資料を見ますと、その方は貸館を利用して、ある教室をされているのですが、資料では第1週から第4週までの固定した曜日、決まった時間が掲載されていて、料金は「初回体験無料」とは書かれているのですが、「その後に1か月4,000円、月7回のレッスン」というふうに書かれています。これを見る限りでは、営利を目的とした取り組みではないかというふうに感じました。

またですね、同封された手紙にはですね、「公共施設の使い方について、はっきりさせてほしい」ということが書かれており、この際なので町の見解をきちっと確認させていただこうと思い、一般質問で取り上げさせていただきました。

ではまず1点目の、営利を目的とした利用に対する町の規定がどうなっているかについて、お尋ねいたします。

○議長（伴吉晴君） 黒崎住民生活部次長。

○住民生活部次長（黒崎益範君） 斑鳩町総合保健福祉会館は、住民の健康の保持増進及び福祉の向上を図ることを目的として、子育て支援事業をはじめ介護予防事業や健康増進事業を行うとともに、2階の会議室等については使用料をいただきながら施設の運営を行っており、子どもから高齢者まで多くの方にご利用をいただいているところでございます。

斑鳩町総合保健福祉会館の利用規定は、斑鳩町総合保健福祉会館条例及び斑鳩町総合保健福祉会館規則において定めており、その中で利用の制限については、斑鳩町総合保健福祉会館条例第7条において定めており、営利を目的とした会館の使用については許可できないこととなっております。

また、斑鳩町公民館は、本町の住民のために実際生活に則する教育・学術・文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するために設置されております。

営利を目的とした利用に対する規定といたしましては、社会教育法第23条第1項に公民館が行ってはならない行為として、「もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること」が掲げられており、斑鳩町公民館におきましても営利目的の利用は許可できないこととなっているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） はい、わかりました。

町の利用規定、条例については、きちっとそういうふううたわれているということですね。

それではですね、2のほうですけれども、貸し館利用申請の受け付けの際にですね、町はどのように対応されているのか、お尋ねをいたします。

○議長（伴吉晴君） 黒崎住民生活部次長。

○住民生活部次長（黒崎益範君） 今回、ご質問いただいております総合保健福祉会館の会議室の利用につきましては、斑鳩町総合保健福祉会館条例に基づき、利用期日の2か月前から利用日前日までに総合案内で使用申請書を記入していただき、許可証を交付しております。

その際、ご利用いただく方が互いに気持ちよく利用していただけるよう斑鳩町総合保健福祉会館条例を遵守していただくよう説明をさせていただくとともに、館内にも会館の使用制限に関する内容を掲示し、使用許可の制限事項に該当しないことを確認しているところであります。

また、公民館の利用につきましては、斑鳩町公民館管理運営規則に基づき、利用期日の2か月前から7日前までに使用申込書を提出していただき、申請が適当であると認められた場合は許可証を交付しております。

申請の際には、申請書の記載内容の確認及び聞き取り等により、斑鳩町公民館管理運

営規則第7条に規定する使用許可の制限事項に該当しないことを確認しているところ
あります。両施設とも申請時において使用制限事項に該当する場合は、使用をお断りし
ているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今、答弁にありましたように、申請の段階でも住民の皆さんに、
こういう項目については禁止しているので利用できませんよという掲示とともに、公民
館のほうでは口頭でも確認をされているということですね。

そうしましたら、申請のときには営利目的ではないですよということで、申請をして
いただいたのかなあと。その段階では自己申請になりますので、町のほうとしては一応、
住民の皆さんに事前に禁止項目については周知をしていますが、その段階ではわからな
いような状況だということなのかなあというふうに思います。

ですね、それはある意味、仕方がないことかなあと思うんですけども、今回のケ
ースのようにその後ですね、3つ目の質問になりますが、営利目的であることがその後、
発覚した場合に、町としてどのように対応されるのかについてお尋ねをしたいと思いま
す。

○議長（伴吉晴君） 黒崎住民生活部次長。

○住民生活部次長（黒崎益範君） 両施設とも利用後や申請後において、明らかに営利目
的で使用されていることがわかった場合には、随時、使用許可を取り消すとともに、今
後の使用についての許可できない旨をお伝えしているところでございます。

保健福祉活動の拠点としている総合保健福祉会館においては、健康づくりのための体
操や生きがい対策としての趣味の活動を行うために仲間が集まり、利用しておられる方
も多くあり、使用申請をいただいた際に営利目的で申請されている場合と個人のサーク
ル活動等で申請されている場合、使用制限に該当するかどうかの判断は難しい状況であ
ります。

また、公民館においても総合保健福祉会館と同様、使用申請をいただいた際にグルー
プ活動と営利目的活動を判断することは難しい状況であります。

しかしながら、営利目的で公共施設を利用していただくことはできませんので、今後
もさらに使用の制限事項に関する内容を申請者によりわかりやすく理解していただける
よう、申請時に詳しく説明をさせていただくなどの方策を検討してまいりたいというふ
うに考えております。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 部長がおっしゃったように営利を目的としているのか、ただまあそれ以外でも会費等を集めて講師代に充てるなど、営利ではない形で参加者に費用を集めるという開催方法については存在するとは思いますが、そこの判断というのは非常に難しいかとは思いますが。

ただですね、このいただいたお手紙の中にも、最近、特に生き生きプラザなんかは人気で予約が取りにくくなったという声もありましてですね、そういう町の規定に基づいて利用されようとしている方がやっぱり利用できないというようなことも考えられますので、その辺については町のほうとしても今後、きちっと対応していただきたいなあというふうに思いますので、お願いをしておきたいと思います。

最後にですね、今回、固有名詞で私、挙げてはませんが、今回のケースについては対応されたのかどうか、確認をしておきたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 黒崎住民生活部次長。

○住民生活部次長（黒崎益範君） 今回のケースについてでございますが、町のほうでも情報の収集をいたしまして、議員がおっしゃってますようにホームページ等にも掲載もされておって、営利目的の可能性があるので、申請者本人のところにですね、連絡をとってですね、詳しい事情をお聞かせをいたしました。

そうしましたら、営利目的であるということが判明いたしましたので、申請についてはもう取り消すということで終了いたしております。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） わかりました。

対応方、ありがとうございました。

以上で、1点目の質問については終わっておきます。

それでは2点目の質問に移らせていただきます。

こちらにつきましては、協働のまちづくりの取り組みについてということで上げさせていただきます。

この協働のまちづくりの取り組みについてはですね、住民と行政が協力して町の発展や活性化などにつながる取り組みを広げていこうという趣旨でスタートされたかと思えます。

そして、ことしで3年目になるかと思うんですが、制度発足当初の説明会にはかなり多くの方が関心を持って集まり、自分たちに何ができるのだろうという模索もしながらではありますが、主体的に町のため自分たちの町のために何かやろうという思いで参加

をしていただけてきてると思います。

私自身もですね、初年度は提案事業もさせていただき、少しでも町や住民の皆さんにとってプラスになるのであればという思いも持って、その後もですね、細々とではあります活動もさせていただいております。

ただですね、そんな中、私はその後もほかの提案団体の皆さんなんかと定期的に交流会を持っているのですが、その中でですね、最近、年数が経つにつれて提案事業者などが減ってきて活性化が失われているのではないかというお声をお聞きします。

そうしたことからですね、そのほかにもいろいろお聞きする声がありましたので、今回、改めてですね、一般質問で取り上げさせていただきまして、町の見解をお尋ねしたいというふうに思います。

それではまず1点目のほうですけれども、各年度ごとの提案事業の件数と傾向について、お尋ねをいたします。

○議長（伴吉晴君） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤恵三君） 町の協働のまちづくり提案事業の各年度ごとの提案事業の件数でございます。

初めに平成28年度から申しあげますと、平成28年度は11事業、平成29年度につきましては9事業でございますけれども、その内訳といたしましては新規事業が5事業、継続事業が4事業となっております。平成30年度におきましては7事業で、その内訳は新規事業が1事業、継続事業が6事業というふうになっております。

また、これらの団体の現在の状況でございますけれども、平成28年度の11団体のうち現在、自立をして活動を継続されている団体につきましては8団体、平成30年度までの活動提案事業補助金の交付を受けて活動をされている団体が2団体、活動を解散された団体は1団体というふうになっております。平成29年度の9団体につきましては、現在、自立して活動を継続されている団体は3団体、平成30年度の活動提案事業の補助金の交付を受けて活動されている団体が6団体というふうになっております。

あと、本年度、平成30年度の7団体につきましては、自立して活動を継続される予定が4団体、平成31年度も活動提案事業補助金の交付を受けて活動される予定が3団体というふうになっております。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） この制度は継続的に3年間、町の補助を受けて活動ができると。

ただ、立ち上がりを支援する事業であるという趣旨については理解をしていますけど

も、だんだんと新規事業の提案が少なくなっているなあと。継続でやっていただいている分にはいいと思いますけども、そこら辺のところも町としてどう考えているのかなあというふうに思ってるんです。

活動されている団体のメンバーから、2点目の質問になりますが、「提案事業の申請の際だとか会場の申し込みの際などの事務手続が煩雑化された」という不満の声を聞いています。こちらにつきましては、制度発足の当初と現在ではどのように変わっているのか、お尋ねをしたいと思います。お願いします。

○議長（伴吉晴君） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤恵三君） 協働のまちづくり活動提案事業制度の申請等での住民負担についてでございますけれども、この制度につきましては、行政と目的や目標を共有する団体が時代のニーズに合った新しい活動をつくり出そうとチャレンジする動きを支援し、自立した継続的な活動につなげることを目的としております。

初めに、提案事業の申請煩雑化でございますけれども、こちらにつきましては平成31年度、活動提案事業の募集におきまして、町行政が協働で進めていきたい事業をこれまで以上に具体的にわかりやすく記載するなどの工夫を行いますとともに、申請書類につきましては、目的・目標を共有する担当課の課長名や担当者名を記載する欄を新たに設け、本制度の目的達成の実効性を高めるため、住民団体の皆さん、行政の職員とともに協働事業に対する意識の向上を図るものとして、協働のまちづくり推進委員会の意見を反映して見直しを行ったところでございます。

また、会場の申し込みなどの事務手続の煩雑化につきましては、生き生きプラザ斑鳩及びいかるがホールの使用許可申請につきまして、本年7月6日に協働のまちづくり活動提案事業団体の皆さんにご通知をさせていただいたところでございます。

これは、本来の各施設の規則等で規定する申請期日前に使用許可の申請をされたい場合、事業担当課長がその使用目的を適当と認めるときは事業担当課にご連絡をいただければ、会議室の予約が可能となるものでございますので、活動提案事業団体の支援の強化に当たるものというふうに認識をしております。

なお、町職員全体が協働の意味や必要性、メリットを理解し、住民団体との協働事業についての意識向上を図るため、部課長会議や庁内掲示板を活用いたしまして意識啓発を行っているところでございますので、ご理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君）　まず、前段のほうなんですけども、住民さんの側と町のほうとが意識を共有して向上させるということで事務手続等についても委員会の意見を聞いて改善されたということなんですけども、住民さんの意識というのは当初から特に変わってないと思うんです。当初も担当課に行ってですね、事前に相談をして、「こういう事業を提案しようと思ってるんだけど」と言って進めてきていると思いますけども、逆に言わせてもらいますと、町の職員さんの側、全てではないですけども担当課によって意識が若干低いんじゃないかなと思われるところがあると思うんです。

ですので、改善すべきは、町の職員の内部のほうの意識啓発じゃないかなあと思うんです。それを手続きの煩雑化という形で、住民負担としてもっていくというのはちょっと違うんじゃないかなと思うんですけども。だからその点でもやっぱり不満の声が上がっていると思うんです。そこは町は改善される余地はないのでしょうか。

○議長（伴吉晴君）　加藤総務部長。

○総務部長（加藤恵三君）　今、おっしゃられましたとおりに職員についてもそういった課によっては意識のばらつきがあるというのは認識をさせていただいております。そういった中で、今、答弁申しあげましたとおりに部課長会議におきまして、改めてこういった協働の意義というものを今年度、改めてご説明をさせていただいております。

また、庁内掲示板においてもさせていただいているということをもまずご理解をいただきたいと思います。

その中で、この協働のまちづくり推進委員会のほうでも、職員の方についても指摘を受けておりますし、あと、そういった活動団体の皆さんとの意思疎通ができてないというところもおっしゃっていただいておりますので、それはお互いがそれぞれ共有すべきものということで認識をさせていただいておりますので、こうした形に改善をさせていただいたということをございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（伴吉晴君）　12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君）　次の3番の質問にもかかわってくるので、また後ほど申しあげようと思うんですけども。

住民の皆さんの側から出る意見について、やはり意思を共有すると、行政と住民とが協働でこの事業については進めていくということですので、そこの辺をもうちょっと強化していく必要は私もあるというふうに思っています。この点は、また後ほど述べますが、もう一点ですね、会議室の申し込み申請ですね、これについては、これまでよりも早い段階で取れるようにしていただいたということについては町の方の支援の強化だという

ふうには言えると思うんですけども、やはり担当課のほうに1回申請して、そこからまた生き生きプラザなりの会議室を取っていただくという、その手間というのは省略することはできないのかなあと。町のこの協働のまちづくりの事業として、提案して採択されている団体ですよね。その団体の活動について、会議室を使うのはわかっているので、住民活動センターさんがあるので、そちらのほうで対応することはできないのかなあというふうに思いますが、そこはいかがなんでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤恵三君） 今おっしゃっておられますそれぞれの団体のお名前で申請された場合、ただ無条件にその団体が使われるからといって許可できるというのはなかなか判断が難しい面がございますので、今現在についてはどういった活動で利用されるかというのをご確認をさせていただいて運用させていただいているところでございます。

これは7月から運用をさせていただいておりますので、その点についてはまた改めて改善すべき点があれば改善しますし、そのあたりはまず、まだ始まったばかりですので、引き続き検討はさせていただきたいというふうに思います。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 判断のほうは、それは担当課のほうで最終的にはしていただくことになるかもしれませんが、どんな内容であるかというのは活動センターのところで相談できると思いますので、そちらについては柔軟に対応していただきますようお願いいたします。

そうしましたら3点目のほうですね、この制度のスタートについてはここに書いてますようにコーディネーターの方も配置させていただいて、住民さんの町や住民のために何かしたいという曖昧な段階での思いを具現化して具体化していただくというその支援に入らせていただいて、いろいろ提案事業ができたというふうに思うんです。

立ち上がりの当初はそういう支援もあったために11事業ですかね、初年度提案があって、非常に活発な取り組みとしてスタートしたなあというふうに私も感じていたんですが、その後ですね、こうしたコーディネーターの方、その個人の事情なんかもありますが、入られなくてですね、だんだんやっぱり活動が弱まってきてるんじゃないかなあというふうに私も感じています。

私が参加させていただいているのは、当初、立ち上げたときに4つの部門に分けてそれぞれで支援はさせていただいたというふうに思います。私はそのうちの1つの部門の中で、2か月に1回、定期的に他の提案団体さん幾つかと交流をして、自分たちの活動

が今こんな段階でこんなことで困ってるよという、そういう意見交換なんかもさせていただく中で継続的に活動していけるかなあというふうに思いますので、最初の立ち上がりの支援と、後々やっぱり継続的に住民団体さんが活動していただけるような支援というのが必要じゃないかなというふうに思うんですが、その点については、町のほうはどう考えておられるでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤恵三君） この協働のまちづくり活動提案事業制度につきましては、住民団体の方の自立した継続的な活動につなげることを目的としておりますので、その活動のサポートにつきましては、この平成28年7月から生き生きプラザ斑鳩内に住民活動センターを開設することにより、常時相談できる体制をとり強化を図っているというところでございます。

この住民活動センターでは、活動提案事業を円滑に進めていただくための活動の手引きを作成するほか、必要な場合は事業担当課の調整を行うなど活動提案事業の支援に努めているところでございます。

また、活動団体の情報発信に役立つ講座や住民活動団体が自立して持続可能な活動ができるよう、活動資金調達講座を開催しているところでございます。

さらに、情報発信を住民活動センターの基本的な役割と捉え、協働のまちづくりメールマガジンの配信、協働のまちづくりガイドブックの改定など住民活動団体の情報発信に取り組み、協働のまちづくりホームページにおいては、住民活動の紹介のほか各種助成金、補助金の情報を掲載するなど、その内容の充実を図っているというところでございます。

また、生き生きプラザ斑鳩におきまして、ミーティングルームやパソコンの無料貸し出しを行いますことで住民団体の負担の軽減も図っているところでございます。

今後におきましても、こうした住民活動センターの機能強化に努めてまいりまして、木澤議員がおっしゃいますような住民活動団体の支援につきましては、今後についても充実をさせていきたいというふうに考えております。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 活動センターの方については本当によくしていただいていると思ってます。私が隔月で参加している交流会なんかにも、時間が合えば必ず出席している意見も聞いていただいております。

そんな中で出る声はですね、活動センターの方は来ていろいろ意見を聞いてはくれる

んですけども、なかなかセンターのほうとしては権限をもってないものですから、やはり町の職員さん、担当課の方についてもそういった場に出てきていただいて住民の声を聞いてほしいという声が本当に頻繁に出されます。

そうした行政と住民とが余り対話するという場ではなくてですね、今、実際に行われているような住民団体同士の交流の場をですね、町のほうが、最低でも年に1回設定していただいて、活動団体さんに参加していただいて交流の場を設けると。そこにやっぱり担当課なり職員さんに来てもらって、どういう思いを持って住民さんが活動しているのか聞いていただくというような場を設けていくというのも一つの大きな支援になるのではないかなあというふうに思っています。

こうした体制については、今後、検討していただきたいなあと。活動センターのほうにも提案させていただいてますけども、町のほうとしてもこの際ですので、お聞きしておきたいというふうに思います。

○議長（伴吉晴君） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤恵三君） まず初めにおっしゃっていただきました住民活動センターの職員がそういった形でいろいろそういった打ち合わせのほうにも入らせていただいているという中で、これにつきましては、ことしの協働のまちづくり推進委員会の中でも住民活動センターの内容についてちょっとご議論をいただいております。

その内容につきましては、今おっしゃってる「職員が入るべきではないか」という意見もございましたけれども、委員のこの推進会の中で出された内容につきましては、住民活動センターの職員であっても町の役場の正職員であってもそれはどちらが聞いても即決できるという、答えを出す立場にもないというのはそんなに変わらないと。

そこで、そういったことで特に今の状況については、十分、住民活動センターの中で聞いて、情報収集した内容についてはそれぞれの担当課のほうにお伝えをさせていただいておりますので、そういったあたりは十分、今の住民活動センターで勤務している職員のほうで対応させていただいているという認識をさせていただいております。

あと、この交流の場につきましても、基本的にはやはり自立・自主的にやっていただくというのが今回この協働のまちづくりの原則的なことというふうに考えております。

しかしながら、そういった情報発信というところのご支援はできるのかなあというふうに考えておりますので、それにつきましてもこの住民活動センターのほうでメールマガジンを出させていただくとか、そういった形の呼びかけ的な情報発信で協力をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今の部長の答弁でいうと、その交流の場については、私が先ほど提案させていただいた最低でも年に1回、住民さんの活動団体同士が交流するような場を提供するということについてはじゃあ「検討しない」という答弁でよろしいでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤恵三君） おっしゃってますね、その「職員が入るありき」というのは、まず考えてないということでご理解いただきたいと思いますが、住民団体さんの交流の関係で職員の入っていく必要がある場合につきましては、それは入っていただいてその交流会に参加させていただくという場合もございますので、そのあたりはその状況の必要性に応じて参加はさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 参加云々のことについては、基本的に活動センターのほうで入っていただいて意見を聞いていただくと。今、部長のほうで、「必要に応じて職員さんにも入っていただく」ということですが、やはり不満の声が出るのは、意見は聞いてもらっているのかもしれませんが、町のほうから返事があったりとかアクションがなかなか見えないということがあると思うんです。だからその点については今後、対応方、検討していただきたいというふうに、これは要望で。

答弁があるのでしたらどうぞ。

○議長（伴吉晴君） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤恵三君） 今、その住民の方が例えば、担当課に何かを投げかけてるのに返事がないとかということにつきましては、改めてそういったところの対応についてはやっぱり直さないというふうに思いますので、そういったことについては改めて庁内のほうの職員の方に周知をさせていただき、そのあたりの連携をちゃんと住民活動センターとさせていただいてお答えを返せるように、そういったことは徹底させていただきたいというふうに思います。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） それはそれで、じゃあ、お願いしておきます。

それと、その交流の場を活動団体さんの立ち上がりの支援ではなくて継続的に活動していけるような場を設けるというその提案もさせていただいたんですけども、それについての検討はいかがでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤恵三君） その活動の継続の支援ということにつきましては、この提案制度の補助金終了後も住民活動センターのほうで随時、それは常時、設置させていただいている中でご相談をお受けさせていただいて、必要な場合はそれぞれ担当課にもおつなぎをさせていただいておりますので、そういった形での活動の継続の支援というのはさせていただくというのはそれはもう間違いございません。

その中で、その交流の必要性というのがね、どういった形での交流を望まれているのかというのをまた改めてそういった住民活動センターなりその担当課なりにお申し出いただければ、そのあたりはまたご相談には応じさせていただくような考えでおりますのでよろしく願いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 2年前にも一度、やっていただいていると思いますので、それをまた参考にしていただいて、今後も柔軟に対応していただきたいというふうに思います。

部長のほうで前向きというか「検討します」ということで答弁いただきましたので、それはじゃあ、お願いして、この2点目の質問については終わっておきたいと思います。

次に、3点目の質問ですが、敬老記念のお風呂券についてということで上げさせていただいております。

毎年ですね、敬老の記念品として町のほうから高齢者の皆さんにいきいきの里のお風呂券をプレゼントされているというふうに思うんです。通告書にもありますが、「使わないので違うものにしてほしい」という声が本当に数多く寄せられます。

これまでですね、議会の中でもほかの議員からも何度か質問が上がっていたというふうに思います。そのたびにですね町は、「いきいきの里の利用促進のためにお風呂券をプレゼントしている」という答弁をされていますけども、実際にもらっても使わないという人は正直、素直に喜べないというふうに思うんです。さらに、そういう声もですね、かなりの頻度で寄せられます。それだったらもらってやっぱり喜べるような形に改善していくべきではないかなというふうに思うんです。

そこで上げさせていただいてるのは、別にものにするなりまた選択できるようにする方法はないのかなあというふうに思います。やっぱり高齢者の皆さんの声にぜひ応えていっていただきたいという思いで質問をさせていただきます。

それでは、答弁のほうお願いします。

○議長（伴吉晴君） 黒崎住民生活部次長。

○住民生活部次長（黒崎益範君） 現在のですね、敬老記念品としてお配りをいたしておりますふれあい交流センターの入館券につきましては、もともと毎年9月に開催をいたしております敬老会の参加記念品として、議員がおっしゃいますように、よりふれあい交流センターの利用促進を図ることを目的に平成17年度から配布を行っており、その配布時期につきましても高齢者優待券の配布に合わせ、より利用してもらうため9月から配布開始を4月へと変更したものでございます。

議員がおっしゃいますように今後の敬老記念品のあり方につきましては、本町が行っております高齢者施策全体の中で総合的に勘案し検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 何かものすごい答弁くれましたね。「総合的に勘案して検討する」というのが、前向きに検討していただけることなのかどうなのかよくわからないんですけども。予算も絡んでくるようなものだと思いますので、「検討する」とおっしゃっていただきましたので、前向きに検討していただきますようお願いしておきます。

これについては、また3月ですね、予算の審査等もございますので、そのときにしっかり確認をさせていただくということで、きょうのところは「検討していただく」という答弁をいただきましたので、この質問についてはこれで終わっておきます。

そうしましたら次に、4点目の質問に移らせていただきます。

4点目はですね、いかるがバイパス（パークウェイ）についてということですが、こちらについては先日の建設水道常任委員会でも少し触れましたが、いよいよですね、県道大和高田斑鳩線から東側の第一地所自治会の地域に道路計画策定のための測量に入らせてほしいということで、奈良国道事務所と町の職員が自治会長宅を訪問されています。

ご存じのようにですね、この第一地所自治会はバイパス整備の話が持ち上がった当初、四十数年前からずっとバイパス建設については反対を掲げている自治会です。私もお世話になっている自治会ですが、今、自治会内ではですね、これからどうなるんだろうという不安の声と、あと沿線住民の反対の声を聞かずに建設を進めてきた国に対する不満の声が強くなっていきます。

そうしたことからですね、今回、国や町は沿線住民や第一地所自治会に対してどのような認識を持ち、どう対応しようとしているのか。

またですね、この間、国が行ってきたバイパス計画を評価する委員会が開かれていま

すが、その議論の中で感じた矛盾点などについても挙げさせていただき、町の見解をお聞きしたいというふうに思います。

それではまず1点目の沿線住民に対する国・町の認識と対応姿勢について、お尋ねいたします。

○議長（伴吉晴君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいま質問者が冒頭に申しておられました第一地所地区への測量のお話でございます。

これにつきましては、委員がご指摘されておりますように地域の皆様方からいろいろなご意見を承って今日まで来ているところでございます。そうしたことの中からですね、測量に当たりましてはどのような形で皆様方の協力をいただいているのかといったようなところを相談をさせていただくという趣旨で、先日、自治会長のほうにご相談申しあげたと、こういうような状況でございます。

町といたしましてですね、ご質問いただきました認識と姿勢ということでございますけれども、まず町といたしましてはですね、いかるがパークウェイは全線供用できまして初めて全体の効果が発現されるというふうに考えてございますので、事業全体といたしましては国とともにですね、早期に供用できるように事業を推進しているというところでございます。

また、今日まで事業実施に当たりましてはですね、既に供用しております小吉田地区あるいは稲葉車瀬地区、それと現在工事を進めさせていただいております三室・紅葉ヶ丘区間等もそうですが、沿道地域の皆様方のご意見をですね、十分にお聞きしながら、よりよい計画を生み出していくということを念頭に国とともに十分に協議をしながら進めていくという必要があると考えております。

なお、この考え方や認識につきましては、国とも共有をしているというところでございます。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 先日ですね、国と町のほうで測量に入りたいということがあってですね、その後、11月1日付で第一地所自治会として奈良国道事務所長と町長宛てに測量調査に対する抗議文というものを送らせていただきました。

国・町の見解については文書で回答をいただくように求めています。現在、回答はまだいただいております。この件については現在、どうなっているのでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ご指摘いただきました抗議文に対する回答でございますが、現在、国と内容の確認調整中でございます。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 「内容を確認している」ということは、それは返答をするということを前提に調整というんですかね、確認をしているということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） はい、質問者がおっしゃっていただきましたような趣旨で検討をしているというところでご理解いただけたらと思います。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） はい。

それでは次にですね、2つ目ですが、平成28年の12月6日に近畿地方整備局事業評価監視委員会というのが開かれています。これはですね、国の事業について進捗状況などを確認し、事業の方向性や必要性について評価する委員会ですが、そこでですね、一般国道25号バイパスとしていかるがバイパス（パークウェイ）についても議論をされています。

これを読ませていただくとですね、委員さんの発言の中なのですが、「反対住民の主張が以前とは変わってきている」と。「以前は排ガスの話や交通安全対策の話が出てきたが、それについては国のほうで既に対応されており、地元では既に理解を得ている」というような議論がされているのが非常に不思議でなりません。

またですね、事務局から「バイパス道路の整備が学童の通学の安全につながる」だとか、「法隆寺のほうへの観光ルートにもなり、地元にもメリットがある」というような説明がなされています。

これまでですね、地元自治会に対しては、国からは全く何の説明もございません。意見聴取もされていません。国のほうでですね、勝手にこんな議論を進められておられるというのをまず町は把握をされているのでしょうか。

それとですね、またこうした評価委員会の議論の中で見られる道路整備計画に対する国の認識について、町はどう考えているのかお尋ねしておきたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご指摘、ご意見ございました、いかるがバイパスに対します近畿地方整備局の事業評価監視委員会の内容でございますけれども、これ

につきましては私どもも認識をしているところでございます。

各委員さんのご意見等につきましては、我々としてご答弁はいたしかねるところでございます。しかし、国といたしましてもですね、この道路事業の必要性あるいは道路ができることによる効果等につきましては、我々と先ほど申しました共通な認識をしながら進めているところでございますので、そういった点につきましては町といたしましてもですね、国と事務局のほうで説明をしているというところについては同様の認識をさせていただいているというところでございます。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 国のほうでそういう評価委員会を開いて進めてますよという話は聞いておられるのかもしれませんが、例えばですね、学童の安全対策が進むという話ですけども、今ですね、三室の交差点に向けてあの22メートルの幅の大きな道路ができましたね。交通事故なんかも1回起こりまして、その後、信号はつきましたけども、あそこは斑鳩小学校の通学路になっていて、毎朝、児童があの広い道路を横断していると思うんです。

今、第一地所のほうでは、阿波の2丁目のほうを歩いて、通学路として車の通らないところなんかを歩いています、それが果たしてあんな広い道路ができて交通安全対策になるのかというのは甚だ疑問ですね。それについては、地元の意見は何も聞かれてません。

そうした等々、「意見を聞かせていただいて」と部長は最初に答弁いただく中であつたと思うんですが、第一地所としては国のほうから意見を聞いてもらったことなんかないんです。今後ですね、どういうふうに進めていこうとされているのかわかりませんけども。

それともう一個ですね、前回の平成25年にもこの評価委員会が開かれています。その中でですね、委員さんのほうから付帯意見をつけていただいています。その中でですね、今回というか28年度の評価委員会の中で、このいかるがバイパス（パークウェイ）につきましては、その付帯意見の対応として整備計画について、県道から東側の区間については整備をしないという案ですね、だとか、立体交差点にする案、また国道25号の現道を拡幅する案などが検討されています。

しかしですね、最終的には交通課題の改善度合いや走行性、景観、環境などの影響などから現計画案がよいというふうに既にもうここで結論を出されているんですね。

ここでもこの28年度こういう検討をしてる中で、地元に対しては意見聴取などはあ

りませんでした。この沿線住民の声や意思のないまま議論を進めて、こうした現計画でいくとの結論を出されていますが、こうしたやり方に対しては町はどう考えてるでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご質問いただいておりますこれまでの事業の進め方でございます。

まず、事業監視委員会におかれて検討されました、審議をされました内容につきまして、ご指摘いただいておりますように、代替案等の検討が行われていると。これにつきましては交通容量とか環境負荷あるいは事業経費等、あくまで技術的な側面での比較検討が行われた。その中で、結果といたしまして現計画案により事業を継続して早期に開通を目指すという方針が示されたというところでございます。

また、先のご指摘いただいておりますように今まで第一地所の方々からのご意見を聞かれたことがないということでございます。これも今後どのように進めていくのかという先ほどご指摘がございましたけれども、冒頭に申しましたように事業を進めるに当たりましては住民の皆様方の意見を十分にお聞きしながら、よりよい道路になるようにこれまでも進めてきておりますし、今後も実際に事業を進めるに当たりましては、第一地所の方々とも十分にお話をさせていただきながら進めるということは、私ども斑鳩町も国も共通の認識で立ってございますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 国の直轄事業でしかも評価委員会も国のほうでやっていることを部長にあれこれ聞かれても苦しいところはあったかと思って申しわけないんですけども。

ただですね、このように結論を出して、結局、最終的に現計画でいきますよと、それに対して反対している自治会に「協力してください」って来るのはそもそも話の入り口からしてね、おかしいと思うんです。

この道路というのはやっぱり住民の協力があって初めてできるものでありまして、我々も25号の渋滞で困ってはる人への何か別に嫌がらせをするつもりでやってるわけでもなし、やっぱりそうした人たちの苦難も取り除いてあげてほしいなどは思いますけれども、だからといって沿線住民が犠牲になってその環境を破壊されるということが許されるものでもないというふうに思いますので、やはりきちっとどちらもお互いに譲歩できる折衷案というんですかね、打開策を模索していくことが必要だというふうに思っ

ています。そうした点では、この国の進め方ですね、についてはやはり納得いかないものがありますので、それについてはここで指摘をしておきたいというふうに思います。

ただ、先ほど部長のほうから「国・町のほうでも回答を準備している」ということと、「今後、地元第一地所とも話し合いを行っていきたい」という姿勢については見られましたので、それについてはまたその回答を待ってですね、今後の対応については地元の皆さんとも相談をしていきたいなというふうに思います。

そういったところで、今回につきましてはこの質問についてはこれで終わっておきます。以上です。ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 以上で、12番、木澤議員の一般質問が終わりました。

続いて、4番、小村議員の一般質問をお受けいたします。

4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。

まず1つ目、通告させていただいてるんですが、来年度、エアコンの設置に向けて今議会でもですね、初日に補正予算の議決を行ったところであります。エアコンを電気式で使う学校では、今後、より電気代がかかってくる。以前も試算していただいたと思うんですけども。また、避難所になる体育館等は停電した際も電気を自家発電する必要があると思うが、公共施設にソーラーパネル等をつけて自家発電をするべきではないかというふうに考えるのですが、町の見解を伺うというふうに通告させていただいております。

エアコン設置につきましては、ことしの夏の猛暑によってですね、つけていくという方向性を町のほうもお示しいただいてるところなんですけれども、それによって電気代というものがすごくかかっている中でこういったソーラーパネルというようなものですか、ほかの面でもですね、自然エネルギーの活用という面でどのように考えてるのかというのをお尋ねさせていただきます。

まず初めにですね、来年度、設置する電気式エアコンを設置する学校、斑鳩小学校、斑鳩西小学校になってくると思うのですけれども、電気代の増額分をお尋ねいたします。

○議長（伴吉晴君） 藤原教育長。

○教育長（藤原伸宏君） 電気式ですね、空調設備を行う学校の電気代についてのご質問でございますけども、斑鳩小学校では年間約320万円、斑鳩西小学校では年間約250万円の増額すると試算しております。

○議長（伴吉晴君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） では次ですね、今、斑鳩小学校では年間320万円、斑鳩西小学校で250万円ということで、合わせると570万ですか。やっぱりエアコンを設置するということに対しては僕自身も一般質問で取り上げさせてもらっているようにすごくいい取り組みというか、やっとなんて言っていたなというようなくらい、もともとエアコン設置はしていただきたいというふうに言っていたんですけども、やっぱり570万というこの電気代というものに対して、しっかりと毎年かかってくるものですから考えていけないといけないと思っています。

それでは、ソーラーパネル等自家発電をしてですね、電気代の軽減を考えたりという試算というのは、町のほうでされているのでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 藤原教育長。

○教育長（藤原伸宏君） 小学校におけます空調設備に伴います電気代が増加することにつきましては、本当に節電あるいはLEDの調達方法等が今後の課題であろうというふうに思っているところでございます。

その1つの手法といたしましては、ソーラーパネルによる太陽光発電も有効であるかというふうには思っておるところでございますけれども、これらにつきましては機器等の設置にかかります初期費用がまだまだ多額であるということ、またあるいは費用対効果、あるいは電力の安定供給の問題、あるいは施設の設備を設置するにあたってのですね、構造上の問題等々ございます。そういったことの導入に伴います調査等、多くの課題があるというふうに認識をしているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 今、教育長がおっしゃっていただいたようにですね費用対効果、電力の安定供給という点で課題があるというのは私も認識しているところなんですけれども。

昨今、環境問題への取り組み、特に国連ではSDGsが2015年9月に持続可能な開発サミットで採択され、2030年までの国際的な目標で健康福祉・経済・気候変動など世界を変えるための17の目標を掲げ、誰一人取り残さない社会の実現に向けて世界のあらゆる国々が取り組むという形でされております。

特に、お隣の三郷町ではですね「地球温暖化が進まないようにと、自然が生み出す再生エネルギーを利用する取り組みが必要である」というふうに宣言され、SDGs環境未来都市宣言を行っておられます。

これから三郷町はバイオマス関連ですとかいろいろな自然エネルギーの発電等を検討されて、補助を国に申請しながらそういった形でまちづくりを進めていかれるのかなというふうに私は思っているんですけども、この環境問題というのは世界全体で考えていかなければならない問題ですし、国・県単位で考える問題ですけども、やっぱり住民に一番近いというのは市町村です。その斑鳩町もゼロ・ウェイスト宣言もしてごみの量も類似団体と比べて低くなっておりますし、住民の方にも分別を頑張ってもらって環境に優しいまちというイメージがほかの自治体にも斑鳩町はそういったイメージがあるのでですね、そういった環境面に配慮した政策というものを今後、考えていっていただきたいなというふうにまず思います。

そういった点でも、もちろん費用対効果の面も考えていかなければいけないと思うんですけども、今、教育長がおっしゃったように初期投資の面も考えていかなければいけないんですけども、例えば、ソーラーパネルを設置してですね、耐用年数が何年でその費用対効果を考えるとちょっと初期費用が大き過ぎるというふうなところで、線引きはあるとは思いますが、ちょっとしんどいなと思うところでもやっぱりこの環境面のところからも考えてですね、一度、ご検討いただきたいことが1つとですね。災害が起こったときの避難所の停電対策、自家発電というのはなると考えております。やはり避難所が開設されて、その体育館等にもエアコンを設置するとしましてもですね、停電するとそのエアコンが使えないということになってしまっってはちょっと避難所の空調設備としては少しもったいないといいますか残念なことになってしまいますので、そういった点も考えると、やっぱりこういったソーラーパネル等の自家発電が必要なのではないのかなというふうに私は思っているんですけども、この点の町の認識をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 藤原教育長。

○教育長（藤原伸宏君） まず、1点目の三郷町の件でございます。

これにつきましては、学校のほうの新設の中でですね、新たに新電力を導入して自己消費していくという考え方の中で進められているというふうにお聞きしております。これにつきましてはですね、私たちも注目しておりますですね、その運用につきましてこれからもお尋ねしながら調査研究をしていきたいというふうに思っております。

そして次のですね、避難所の関係でございますけれども、避難所となります体育館等の停電対策につきましてはですね、町といたしましてもこれは重要であるというふうにご考えております。そういったことから現在、他の手法ということではございますけれど

も、その整備についての調査も行っておるところでございますね、施設の構造でありますとか費用等の条件が整いましたらば検討していきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） はい、わかりました。

現在、町のほうでも停電対策の手法というのは検討し整備するための調査をして検討しているということで、避難所対策、充実を考えていただいているというふうに理解させていただきます。

また、今後そういった検討の末ですね、その停電対策をどのように進めていくのかというのは担当常任委員会のほうにご報告いただきたいと思います。

それでは、この件に関しましては今後、停電対策といたしまして、できましたらまた担当常任委員会で議論すると思致します。

それでは次に、通告書の2つ目に移らせていただきます。

通告書の2つ目なのですが、災害が起きたとき災害弱者に対する対応をどのように考えているか。今後、社会福祉法人や近隣の企業等と提携していくべきだと考えるが、町の見解を伺うということで通告させていただいております。

先ほどの環境面のところでも述べましたけれども、気象庁の予測では今後も地球温暖化は進んでいってですね、今後、豪雨災害、水害等もふえてくるという予測がされています。

そういった中で、今まで以上に災害に対する備えが必要となってくるというふうに思います。その点は町も認識していただいていると思うんですけども、今回はその中でもですね、災害のときに避難するのが困難な方、いわゆる災害弱者に対する現在の状況での町の対応をお伺いいたします。

○議長（伴吉晴君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 災害が発生したときのいわゆる災害弱者に対する対応についてでございますが、台風のように事前に対応できるといった場合につきましては、台風接近の前から自主避難所を開設をいたしまして、自主避難所まで自力での避難が困難である方に対しましては可能な範囲の中で、職員が個別に移送できる体制を整えているところでございます。

しかしながら、災害時には町職員だけで対応できないというところもございまして、自力で避難することが困難な方につきましては地域のつながりの中でご近所の方がお互

いに助け合い、避難時に声かけを行うことができるような環境の整備や意識の醸成が必要であるというふうに考えているところでございます。

こういったことから現在、高齢者や障害者の方などに対する災害発生時の円滑かつ迅速な避難支援を目的といたしまして、避難行動要支援者名簿の作成及び更新を行っているところでございます。

また、この名簿に登載されたご本人の同意を得た上で、避難支援にかかわる関係者に平常時から情報を提供することによりまして、災害発生時などに避難行動要支援者の避難支援や安否確認などを行うため、避難行動要支援者支援計画というものを策定を進めているところでございます。

現段階では、この名簿につきましては斑鳩町だけで所有しているところでございますが、来年度以降、この計画に基づきまして名簿の情報提供の同意確認や民生委員さんあるいは自治会等の地域の支援者の方が名簿を受領する際の個人情報の誓約等についての取り決めを行いまして、平常時から避難支援体制の構築に向けて名簿の活用を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 今、答弁の中にありました避難行動要支援者名簿の現在の登録者数をお聞かせください。

○議長（伴吉晴君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 避難行動要支援者名簿の現在の登録人数でございますが、毎年3月1日に更新を行うことといたしておりまして、平成30年3月1日現在で836人でございます。

なお、この名簿の対象者についてでございますが、斑鳩町の地域防災計画でそれを定めておりまして、介護保険法に基づく要介護3以上の重度の認定を受けた方、あるいは身体障害者手帳1、2級の第1種の交付を受けた方、療育手帳のA1、A2の交付を受けた方、精神障害者保健福祉手帳の1級の交付を受けた方、障害者総合支援法による町の障害福祉サービス等を受けている難病の患者の方、その他みずから避難することが困難で町長が特に認めた方となっております。対象要件に該当する全ての方を抽出いたしまして名簿を登録したところでございます。

繰り返しになりますが、今後この名簿に掲載されている方について、情報提供の同意確認を行った上で民生委員さんや自治会等の地域の支援の方への平常時における名簿の活用を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） この災害弱者に対する名簿の活用というものに関しまして、今後、より効果のある形でということで今、町のほうが対応いただいているということがわかりました。この災害弱者の個人情報等の開示を自治会や民生委員の方々には開示していくということで、もちろん本人の同意を取ってということですがけれども開示していくということで、地域の方がより共助しやすい形に変えていただけるということで理解いたします。

では、次ですね、避難所運営の中でですね、高齢者や障害者、乳幼児等配慮する必要がある方、今おっしゃっていただいた方々なんですけれども、避難所生活をする間、避難所生活が長くなりますと支援を受けやすいようにですね、社会福祉法人ですとか近隣の企業などと提携を結んでですね、避難生活が長くなる場合はですね、そういった施設で受け入れをしていただけて手助けをいただくというような取り組みが県内の市町村でも今、提携がされているところではあるのですけれども、斑鳩町としては、こういった社会福祉法人や近隣の企業との提携ということに対してはどのようにお考えでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤恵三君） 要配慮者の方の避難所等についての民間との提携というご質問でございますけれども、災害時におきまして、一般の避難所では避難生活に支障がでる可能性がある高齢者や障害者、乳幼児、その他の特に配慮を有する方、こうした方につきましては、災害対策基本法施行令におきまして要配慮者と定義をされているところでございます。

こうした要配慮者の円滑な利用の確保がなされていること、また、要配慮者が相談しまたは助言その他の支援を受けることができる体制が整備されていることなどの条件が整った施設を、市町村が福祉避難所として指定することができることとなっております。

現在、斑鳩町では福祉避難所といたしましては生き生きプラザ斑鳩を指定しているところではございますが、民間の社会福祉施設等につきましても、先ほど、ご説明を申しあげました条件が整っており、また、福祉避難所として利用することに対する協定を締結することができましたら、福祉避難所として指定することが可能でございます。

このため、現在、斑鳩町のほうでは民間の福祉施設に関しまして福祉避難所としての指定に向けた協力をお願いしているところでございますので、協議が整い次第、協定の締結を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（伴吉晴君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 現在、協力をお願いしていただいている段階というご答弁でしたので、協議の方向性が決まりましたら今後また担当常任委員会のほうにもお伝えいただきたいと思います。

その際、どういったデメリットもあるのかというような点もお聞きしたいので、それに関しましてはまた担当常任委員会でお聞きしたいと思います。今回、質問した内容に関しましても、今、町が考えていただいているということでご理解いたします。

それでは、3つ目の通告に移らせていただきたいと思います。

昨今、少子化の影響ですとかクラブチームで活動する子どもがふえていることによつてですね、学校で部活動をするのが困難になっている現状があります。その中でですね、斑鳩中学校と斑鳩南中学校の部活動の現状について、現在どれくらいの部活動の数があるのか。

また、顧問の人数について、お聞きいたします。

○議長（伴吉晴君） 藤原教育長。

○教育長（藤原伸宏君） 最初に、平成30年度6月現在でございますけれども、両中学校の部活動の現状につきまして、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、部活動の数でございますけれども、バスケットボール部のように男子と女子を分けて設けている部活動をそれぞれ1つの部として数えますと、斑鳩中学校では15の部活動があり、そのうち運動部活動は12、運動部活動以外の部活動は3となっております。また、斑鳩南中学校では10の部活動があり、そのうち運動部活動は7、運動部活動以外の部活動は3となっております。

次に、部活動の顧問についてはですね、斑鳩中学校が31人、このうち他の部活動の顧問を兼務しているものが8人おります。また、斑鳩南中学校では24人で兼務しておる者はございません。

次に、部活動に参加する生徒につきましては、斑鳩中学校が313人、斑鳩南中学校では301人となっております。

これらの部活動1つあたりに平均いたしますと、斑鳩中学校では2人の顧問で部員数は約20人となり、南中学校では2人の顧問で部員数は30人となっております。

○議長（伴吉晴君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 今、部活動の数と顧問の人数についてお聞きしましたけれども、あとで具体例も述べさせていただきますけれども、今、クラブ自体が本当になくなってしまふんじゃないかという危機に瀕している部活動が多くなってきていると思います。

その中でですね、これまでも同僚議員がですね、外部指導員の活用についてお聞きしていたと思うんですけれども、いま一度、現在、外部指導員に対する町としての認識についてお聞かせください。

○議長（伴吉晴君） 藤原教育長。

○教育長（藤原伸宏君） 外部指導員といいますいわゆる外部人材の活用についてのご質問でございますけれども、奈良県の地域スポーツ支援人材活用事業を活用いたしまして、県教育委員会から各学校に派遣をされるもの、あるいはまた町や学校で直接派遣する場合もございますけれども、放課後におけます技術指導等ができる、そういうものでございます。

昨年、国におきましてはですね、部活動指導員が顧問の引率なしで、いわゆる単独で学校外の活動、練習試合でございますとか県大会等に引率できるよう制度の見直しが行われまして、全国的には日本中学校体育連盟等の各種団体の関係規定の見直しも行われているというふうには聞いておるところでございます。

しかしながら、部活動におきましては、必要とされる知識あるいは技術面の指導に限らずですね、生徒指導を要する場合もございます。顧問のみならず学級担任との連携も必要でございますし、全てを外部の指導者に委ねることにつきましては、まだまだ課題が多いというふうに考えているところでございます。

さらに、その指導者の指導方法でありますとか規範意識の持ち方など生徒等に与える影響も少なくないことから、これにつきましては慎重に対応していく必要があるというふうに考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 外部指導員に対するご答弁の確認だったんですけれども、生徒指導を要する場合もあり得ると。顧問のみならず学級担任との連携も必要だということで、今のところ斑鳩町としては難しいのではないのかなというご判断だというふうに思いますし、県のほうもそういった要請があった場合には、部活動の指導員を出すというような記載をされているんですけれども、私が聞いている中ですと、なかなか派遣もしていただけないというような現状も聞いております。

ただ、今、奈良市の春日中学校ですかね、のほうとかでは少し始まってきてまして、外部指導員、教育長も述べていただいたと思うんですけれども、始まってきてますので、そういったところでまた調査・研究いただきたいなと思います。

今回、私がこの質問をした中で具体的にちょっとお聞かせいただきたいんですけれど

も、ことしだと思いうんですけれども、斑鳩中学校と上牧中学校のサッカー部が合同で練習して、練習試合等もしているというふうにお聞きいたしました。

斑鳩南中学校でですね、昨年だったと思います。私も一緒に署名を持って行かせていただいたんですけれども、「サッカー部を立ち上げていただきたい」という署名を親御さんが集めてですね、次、1年生に入られる親御さんが小学校6年生のお子さんをお持ちで、次に1年生になられる親御さんがですね、今その小学校6年生で南中に行く子で南中校区でサッカー部に入るのが11人以上、11人くらいおるのでサッカー部を立ち上げてほしいというような署名を集めて要望をその当時の校長先生にさせていただいたんですけれども、今、その集められたお子さんたちは現在、中学校2年生になってるんですけれども、それであればですね、斑鳩南中学校のサッカーしたいと言ってる子と斑鳩中学校のサッカー部が組んでですね、合同チームを組んだらよかったのではないのかなというふうに思いうんです。

他町の中学校の合同チームを組むというのが悪いわけではないんですけれども、斑鳩中学校と斑鳩南中学校の合同チームによって練習試合や公式戦をすることによってですね、斑鳩町の子どもたちが部活動でサッカーができるという機会を担保できたのではないのかなと思います。

今、越境というんですかね、斑鳩南中学校の校区であってもサッカーがしたければ斑鳩中学校に行けるという制度等はあるんですけれども、兄弟がおられる方で学校行事が二重になるというような場合もございまして、できれば各中学校でそういった部活があればという思いでサッカー部を創立してほしいという要望があったんですけれども、今後ですね、だんだん少子化になってきまして、部活動を運営するのが困難になってくるのかなと思います。また学校の先生の数も少子化に合わせて減っていきますので、部活動を運営するのが困難になってくると思うんですけれども、部活動をなくす前に斑鳩の両中学校の希望者を募ってですね、部活動を存続するということはできないのかなというふうに思っています。

その点、町としてはどのようにお考えをしてるのかお尋ねいたします。

○議長（伴吉晴君） 藤原教育長。

○教育長（藤原伸宏君） 1点、先ほど、上牧町と斑鳩中学校とのサッカー部の合同練習ということのお話があったかと思うんですけれども、これにつきましては、まず斑鳩中学校のですね、3年生の部員が引退したことに伴いましてサッカー部の部員数が減少したということで、単独では試合に出場できないという状況になったということでございま

す。そういったことから、試合に出場するためにですね、チームを結成するために上牧町との中学校のサッカー部と合同をしたというふうにお聞きしておるところでございます。

これにつきましてはですね、いわゆるサッカーの試合に出場するための練習につきましてはですね、たしか土曜日だと思うんですけども、週1日、そういった機会を設けてですね、練習をさせていたということでございます。日常といいますか、ふだんの練習につきましては合同練習はしておらないということで、まず一つご理解をいただきたいというふうに思います。

それとですね、先ほど、南中学校のサッカー部の要望ということでございます。これにつきましてはですね、まず、その当時、学校長のほうで、まず、クラブは立ち上げられないかということの中で努力はしていただいております。そういった中でですね、顧問を引き受けてもらえる教諭がいなかったということで、立ち上げには至らなかったということでございます。

そういう意味から申しあげますと、なかなかですね、今、南中学校にはクラブがないという、サッカー部が存在しないということから、斑鳩中学校と合同で実施するということにつきましてはできないのかなというふうに思っているところでございます。

今後ね、こういった事態も考えられるわけでございますけども、こういう部活動につきましては、学習指導要領の中ではですね、「生徒の自主的あるいは自発的な参加により行われる部活動につきましては、スポーツや文化、科学等に親しませて学習意欲の向上や責任感、また連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に努めたいと、学校教育の一環として教育課程の関連が図られるように留意すること」ということに定められております。

また、平成30年3月にスポーツ庁が出されました運動部活動のあり方に関する総合的なガイドラインというのがございますけども、その中では効率・効果的な指導のほか、学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築するということも定められているところでございます。

こうしたことから、学校教育の一環として実施していくこと、また、生徒の安全を確保しながら指導・運営を行っていくことなどが必要になってくるということでございます。

このため、ご提案の合同での部活動を実施していく場合でございますけれども、指導方法や練習内容の調整、また練習場所等の実施校への移動の際の生徒の安全確保等が課題と

なりますので、学校に既存の種目の部活動がない場合は、その学校に部活動を立ち上げて顧問を置く必要があるというふうに、まず考えているところでございます。

現状としましては、これまで生徒数の減少に伴いまして教員数も減少しておるということもございます。また、教員の働き方改革にも取り組んでいく必要があることから、合同実施を前提とした部活動でありましても、新たに部活動を設置して顧問を置いて実施していくということはなかなか難しいのではないかと考えているところでございます。

部活動におきましてはですね、生徒自身あるいは保護者等関係者におきましても、各種大会で活躍していただいて優秀な成績をおさめていただくと、そういった夢あるいは期待をお持ちであるということにつきましては、十分認識をしておるところでございますけれども、やはり地域のスポーツクラブであります、例えば、元気クラブいかるがにおいてもさまざまなスポーツクラブが行われております。学校の部活動の種目にはないスポーツに参加する生徒も実際には見受けられるところでございますので、こうした機会を利用することについても、またご検討をお願いしたいなというふうにも思っておるところでございます。

○議長（伴吉晴君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 南中のサッカー部の件に関しましてはその当時の校長先生もすごく努力いただいたということも認識してますし、その中でもやはり設置が難しかったということをお聞きして、保護者の方も一定の納得はいただいていたというふうに私も認識してるんですけども、この部活動を新しく設置するというのはなかなか難しいかもしれないんですけども、今、競技人口の多い南中の野球部ですとかもすごく人数が減ってきて存続できるのかできないのか、もう河合町と合同チームをしているというような話もお聞きしますし、サッカー部ですら南中がなくて斑中も人数が少なくて上牧と合同で練習しているというような状況で、このまま行ってしまうと本当に部活動ってほとんど運動部ってなくなってしまうのかなと。団体スポーツってできなくなってしまうのかなという危惧があるんです。

教育の一環である、この部活動が本当になくなってしまったら、例えば、今、外でクラブチームによってやっている生徒さんというのはですね、やはり親御さんのサポートというのが非常にあってですね、当番であったりだとか送り迎えとかもこなすことができるご家庭のお子さんはそういったクラブチームでもやっていけると思うんですけども、今、社会情勢の変化によってなかなか親御さんも共働きしていたりとか、一人家庭、一人親家庭の方がクラブチームに行ったりするというのはなかなか難しい。やっぱり学

校で終わってからみんなと一緒に部活動をして帰ってくるということを望んでおられる親御さんというのは非常にいてると思うんですね。

だからこそ、無理に新しくつくるというのではなくて、今ある部活動をどうやって守っていくのか。今度じゃあ、斑鳩中学校のサッカー部の部員数が減ってきたら、今度、斑鳩中学校がサッカー部がなくなったとなると、斑鳩町でクラブチーム以外で普通に部活動でサッカーができる子はいなくなるという形にもなってしまいますし、それが競技人口の多いサッカーでも起こってくるということはほかの部活でもどんどん起こってくるということです。やっぱりその制度でカバーできることであるのであれば、例えばですけども計画的に次、上がってこられる方でどういう部活動を希望するかというのは小学校段階でもとれるでしょうし、斑中と南中で合同で1個サッカー部をつくりますとか野球部をつくりますだとかいうようなことっていう制度でカバーして、斑鳩町の子どもたちにこのスポーツ、部活動の機会を担保するということは一度、考えていただきたいと思うんですけれども、計画的にすぐとは難しいと思います。今、越境して斑鳩中学校に行ったりしてる子どもももいてるのですぐには難しいと思いますけれども、少しちょっと計画的に長い目で見て検討いただきたいと思うんですけれども、その点はいかがですか。

○議長（伴吉晴君） 藤原教育長。

○教育長（藤原伸宏君） やはりこの問題につきましてはですね、子どもたちの興味の対象といいますか、そういったものの関心に移り変わってきてるという情勢も一つございまして、そういった中でね、なかなかですね、1つの大きなサッカーでありますとか野球といったチームプレーを要するクラブ活動というのはなかなか難しくなっているというのが現状でございます。

もちろん、一番簡単な解決法は学校を合併してですね、統合しまして大きくすることによるスケールメリットを生かすという方法もあるんですけれども、なかなかそういったことにはならないということの中で、今後どうしていくかということは非常に重要な課題であるということも教育委員会としては認識しておりますので、何かいい方法はないかということにつきましてはですね、今後も研究を続けていきたいというふうに思います。

○議長（伴吉晴君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 今後も何か考えていただけるということで、確かに統合となると、また保護者の理解も要りますし、非常に難しい課題を超えていかなきゃいけないのかな

と思いますし、今、教育長が言っておられるように部活を両中学校で統合してやった場合に、送り迎えだとかその間の通学をどうするのかという問題もあると思うんですけども、できるだけ今、私が提案したようにですね、子どもの部活動の機会を担保するということに関しましてはちょっと考えていただきたいなと思います。

文部科学省の統計によるとですね、家庭の所得の差が子どもの学力に影響を与えるということが言われてますけれども、今度はその波が部活動にもあるのかなど。そういったサポートを受けられる子どもしか部活動というかスポーツに一生懸命取り組むことが難しくなってくるというふうになってきてしまわないのかなというふうなことを私はすごく危惧しております。

ですので、これにつきましては今後も検討いただきたいと思います。今、教育長の答弁ありましたので、何かいい方法をとということで、今後、検討いただけるという認識でよろしいですか。

○議長（伴吉晴君） 藤原教育長。

○教育長（藤原伸宏君） 先ほどから答弁させていただきましたように、非常にこれにつきましてはですね、問題課題が多くございます。なかなかクリアをするということは難しいと思うんですけども、ほかのですね、こういった課題につきましては全国的な課題であろうかというふうに思いますので、そういった先進的な取り組みがないのかどうか、そういったことも含めまして研究していきたいということでございます。

○議長（伴吉晴君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 私のほうも今、1案挙げたんですけども、それも含めて、また違うような方策がありましたら、またご提案したいと思いますので、その点、ご検討よろしくをお願いします。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 以上で、4番、小村議員の一般質問は終わりました。

10時50分まで休憩いたします。

（ 午前10時29分 休憩 ）

（ 午前10時50分 再開 ）

○議長（伴吉晴君） 再開いたします。

次に、1番、宮崎議員の一般質問をお受けいたします。

1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） それでは、議長の許しを得ましたので、通告書に基づき私の一般

質問を行います。

まず初めに、コミュニティバスについてですけど、先日、新聞のほうで公費の使用とかいうことが書いてましたんですけど、斑鳩町コミュニティバス、笠町から王寺駅乗り継ぎ助成事業において、王寺駅に無料で行くことができる乗車券の発行を予定されていますが、王寺駅の乗り継ぐバスの費用を公費で負担する必要があるのかどうかということで質問させていただきます。

○議長（伴吉晴君） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤恵三君） 町のコミュニティバスの笠町停留所から王寺駅への乗り継ぎ助成事業につきましては、斑鳩町コミュニティバスの笠町停留所で降車し、奈良交通バスを利用して王寺駅に乗り継ぐ場合の奈良交通バス運賃の助成を行うものでございます。

本年6月に実施いたしました斑鳩町コミュニティバスに関する住民アンケート調査の結果に基づいて取りまとめた斑鳩町コミュニティバスの再編方針案の1つとして提案をさせていただきます。

アンケート調査では、「公共サービスが利用しやすくなったら行きたいと思う場所」の設問に対しまして、「町外の鉄道駅」と回答された人が25.4%で最も多く、次いで「町内の鉄道駅」法隆寺駅でございますけれども、その回答が14.5%となっております。この「町外の鉄道駅」と回答された人のうち「JR、近鉄王寺駅」と回答された人が212人であり約87%を占めており、王寺駅への住民の移動ニーズが高い結果となっております。

このことから、斑鳩町コミュニティバスの再編方針案におきまして、本町コミュニティバスの王寺駅への乗り入れについて検討を進めているところではございますが、既存交通との調整及び運行距離の増加に伴う本町コミュニティバスのダイヤ設定など関係機関等との協議に時間を要することから、今後の継続協議事項とする中での支援施策といたしまして、本事業は本町コミュニティバスの利用促進に寄与するものと考えており、バスの運行台数を2台から1台に変更することにより生じる財源を活用いたしまして、再編方針案の他の施策もあわせて実施することで、より多くの方に利用していただけるものというふうに考えております。

○議長（伴吉晴君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） 数多くの方が利用される、していただきたいというのはわかるんですけど、私がまず王寺へ乗り入れるということは公費を払って王寺駅を活性化さすような経済効果を持っていくのかなと。斑鳩町としましたら、できたら斑鳩町の中で活性

化することに使っていただきたいなと思ったわけでございます。

今後、まだ検討していくということでこれから総務常任委員会が出てくると思いますので、まだまだ議論の余地があると思いますので、その辺はまた委員会で聞かせていただきます。

それでは2番目に、遊水地調整池についてお伺いたします。

まず、1番目として国の大和川遊水地の計画案と進捗について、お聞きいたします。

○議長（伴吉晴君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 大和川の遊水地の計画でございます。

最初に、大和川水系におけます河川整備計画について説明を申しあげたいと思います。

国によりまして平成21年3月に大和川水系河川整備基本方針が策定されました。また、平成25年11月に現在の大和川水系河川整備計画が策定されております。

その計画では、上下流バランスに配慮した河川整備が示されております。上下流バランスとは、本来、上流部から河道整備をすると上流部は安全になりますが下流部への流下量がふえ洪水被害が起こることから、河川の整備は原則として下流部から進められています。

しかし、大和川で下流部から順に河道整備を進めると、多数の橋梁の架け替えや亀の瀬狭窄部の対策も必要となります。上流部である奈良県の整備に着手するまで多大な時間と費用がかかることとなります。そうしたことから、大阪府域の下流部では、河道掘削や堤防の整備、奈良県域の上流部では、流域対策や洪水調節施設等の整備を行うことと明記され、整備計画に遊水地事業が位置づけられております。

次に、計画概要といたしまして、総洪水調節容量は戦後最大規模となる昭和57年8月洪水と同規模の洪水を安全に流下させることが可能な100万トンの貯水規模とされ、設置場所は大和川の地形や地質、環境、治水上の効果を踏まえて、斑鳩町では三代川周辺地区と目安地区、川西町では保田地区と唐院地区、安堵町では窪田地区が候補とされております。

こうしたことから斑鳩町では、平成27年1月31日に生き生きプラザ斑鳩におきまして、候補地周辺の地権者を対象に意見交換会が開催をされ、その後、目安地区と三代川周辺地区に分けて協議が進められているところでございます。

現在の遊水地事業の進捗といたしましては、川西町の保田地区が平成30年度中に用地買収が完了し、安堵町の窪田地区は平成31年度に用地買収が完了する見込みであり、その後に整備工事に着手されると聞いております。

斑鳩町の遊水地整備工事は、川西町の保田地区または安堵町の窪田地区の整備完了後に着手される予定であることから、現在は地元調整を進められており、その後、測量調査設計や用地測量、用地買収に進んでいくこととなります。

以上でございます。

○議長（伴吉晴君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） 実際、今、国のほうで進めていただいているということで、国の同じ事業なんですけど、遊水地調整池について国がやっているパークウェイがあるんですけど、そのパークウェイの事業の道路内にですね、それに遊水地をつくるという対策はできないのか、ちょっとお聞きしたいです。

○議長（伴吉晴君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） これまで町内では内水対策といたしまして、流域貯留浸透事業としてため池を利用した施設整備などに取り組んでまいっております。

ただいまご提案をいただきました、いかるがパークウェイの整備につきましては、この整備におきましてパークウェイに降った雨を一時的にためて徐々に下流に流す施設として、パークウェイに調整池がこれまでも設けられてきておりまして、今後も事業が進められるに当たりまして、必要な箇所に調整池が設けられるということになってございます。

このご提案いただきましたパークウェイ事業用地を利用することにつきましては、やはりその効果は期待できるものとは認識しておりますけれども、現在、県と町でも協力をして内水対策に取り組んでございます。ほかの施設において対応する方向で現在、検討しておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） それでは、十分、検討していただきたいと思います。

それでは2番目の県遊水地調整池について、県の取り組みについて教えていただけますか。

○議長（伴吉晴君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご質問いただきました県の取り組みでございます。

大和川流域の総合治水対策では、国の直轄事業でございます遊水地の整備に対し、奈良県では大和川支川における内水被害地区を対象に、対策に必要な貯留施設等の整備を行う奈良県平成緊急内水対策事業について、本年5月に取り組みが公表されたところで

ございます。

その概要は、今後5年間で内水氾濫による床上床下浸水被害を解消することを目的として、公共用地やため池を優先的に活用し、各支川に必要な貯留施設等を整備するものとされており、斑鳩町域では平成12年に11件の床下浸水が発生をいたしました法隆寺南3丁目の区域が対象とされております。

現在、平成12年に浸水被害が生じた法隆寺南3丁目の上流部で貯留施設の整備ができる箇所を選定いたしまして、県と協議を行い事業を進めているところでございます。今後も県と連携しながら、緊急内水対策事業の進捗に向けて協力をしてまいりたいと考えております。

○議長（伴吉晴君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） 3番目の質問なんですけど、「町」と書いてますけど、これは開発行為に伴う調整池のことなんですけど、今回、10月1日から県のほうで3,000平米から1,000平米で開発事業を行うものは遊水地をつくらなければならないということになったんですけど、このことについて、どれくらいの範囲とかどういうふうな、町では考えておられるのか、よろしくお願いします。

○議長（伴吉晴君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 斑鳩町では、斑鳩町開発指導要綱に基づきまして、開発事業者に対しまして、大和川流域における総合治水の推進に関する条例に基づきまして奈良県と協議し、調整池等を設置するように指導をしております。

この奈良県条例におきまして、宅地開発等に伴う周辺への浸水対策だけでなく河川への雨水流出の増加を抑制し、下流河川の洪水負担を軽減することを目的として平成30年10月1日から、特定開発行為をする者は知事が定める基準に適合した防災調整池等の設置が必要となっております。

ただし、特定開発行為におきましても、奈良県河川課との協議の上、防災調整池等の設置が不要な場合もございますけれども、個々の状況により判断されるものとなりますので、ご理解賜りますようお願い申しあげたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） 私もこの法律を見まして、実際、今、3,000平米から1,000平米になったんですけど、これの極端に言いましたら開発業者がこれから1,000平米以下でやるというような感じはある程度目に見えてるんですけど、こういうことを県のほうが打ち出されてもいちごっこかなと思うんですけど。十分、町のほうも検

討していただいて、町の施設も遊水地、公園とか、あと公共施設いろいろありますので、その近くで住民さんが「ここ、溢れるやないか」とかいうことが聞かれましたら、その場所に遊水地をつくれるように十分、検討していただいて今後も洪水対策、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは3番目に、私のほうによく質問されるんですけど、紅葉祭りの今後についてということなんですけど、委員会のほうでも説明していただきましたんですけど、もう一度確認のために、紅葉祭りの今後について再開はあるのかどうかお聞きいたしたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤恵三君） 紅葉祭りの今後についてのご質問でございますけれども、この紅葉祭りにつきましては、川沿いの道路を通行される町民の方から出店される方の車が何台もとまっていて交通渋滞になっているので対応するよう、昨年12月に議会よりご意見をいただきまして、町から観光協会に対しましてご意見をお伝えをさせていただいたところでございます。

このことから、観光協会で検討されましたところ、駐車場の確保が難しいこと、周辺からの苦情が多く寄せられていることから、平成30年度の紅葉祭り開催については開催しないということを決められたところでございます。

現在、観光協会より平成31年度の補助要望の提出を受けておりますが、この中では紅葉祭り開催のための補助要望は受けていない現状となっておりますことから、次年度での再開はないものと考えておりますのでご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（伴吉晴君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） そうですね。住民さんの、あれだけ活発にされて、活発に皆、たくさんの方が来られてたんですけど、地元の人にご迷惑がかかるということで、今後とも、もし再開されるのであれば十分、検討していただいて駐車場の確保とか迷惑にならないように、また開催されるという希望ですけど、できたらしてあげたいなとは思っているんですけど。

それでは次に4番目の質問に参ります。

入札についてとありますけど、先日、入札された中で3億数千万円というような大きな入札だったんですけど、この参加業者は何社おられたのでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 谷口都市建設部次長。

○都市建設部次長（谷口裕司君） ただいまご質問いただいております工事につきましては、平成30年度から平成31年度にかけまして継続工事として神南1丁目区域におきまして進めてまいります斑鳩町公共下水道事業第12処理分区6工区—6工事についての入札事務が対象と考えられますが、入札に参加の業者の数でございますが、応札者は1社でございました。

○議長（伴吉晴君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） 1社ということで、私もちょっと気になってちょっと調べたんですけど、かなり入札条件が厳しかったということで1社ということで、ちょっとその辺をどう考えておられるか、教えていただけますか。

○議長（伴吉晴君） 谷口都市建設部次長。

○都市建設部次長（谷口裕司君） 当該工事概要につきましては、北から南に向け三代川に向けて傾斜している地形に対しまして逆勾配での環境整備となること、そして、複数の推進工法であること、急曲線かつ複数曲線の複合曲線施工であることなどから、高度な施工技術を必要とする工事と考え、当該工事と同等以上の施工実績並びに技術者の配置を入札に求めたところでございます。

○議長（伴吉晴君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） 1社ということで、かなり今の情勢なんですけど、オリンピックもあり、かなり技術者とかあっちこっち取られて入札に来られる業者が少なかったのかなど。これからも斑鳩町の下水、技術的にはかなり上げていただくのは私もいいものをつくっていただくというのはいいことだと思いますので。

ただ、こういう場合に厳しくなったときに、入札者がいないということになったときに大変だと思いますので、その辺は十分に調べていただいて、これからも下水の発展につながるようどうぞよろしく願いいたします。

これで、私の一般質問を終わります。ご清聴、ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 以上で、1番、宮崎議員の一般質問は終わりました。

続いて、6番、平川議員の一般質問をお受けいたします。

6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

通告書に県営水道一元化というふうに書いておりますけれども、県のほうで県域水道一体化というふうなことで進めておられますので、県域水道一体化ということでお願い

したいと思います。

まず、ことし3月の担当常任委員会で、この県域水道一体化に向けた方向性についてご説明をいただきました。また、今国会でも水道法改正について審議され、連日のように報道されるなど水道事業のあり方について、社会の注目を集めています。

私たちが生きることに欠かせない水を誰に委ねるのかということは非常に重要なことだと考えます。県域水道一体化についても、安全でおいしいと言われる斑鳩の水が将来どのようなようになっていくのか、住民にとっても関心のあることだと思います。

そこで、改めて県が目指す県域水道一体化とはどのようなものなのかお伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 谷口都市建設部次長。

○都市建設部次長（谷口裕司君） 県域水道が目指されております状況でございます。

平成29年度末に県域水道一体化の目指す姿と方向性が示され、同時に一元化に向けた検討に関する合意形成を進めていくとのご説明があり、各自治体ごとに今後の予定及び事業の実情を含めたヒアリングがございました。

その後、本年度に検討会が設立され、県下市町村が参画し作業を進めているところでございます。

直近では、平成38年度、2026年度になりますが、上水道の経営統合を図る計画となっており、その後、10年間のできるだけ早い時期に1事業体で1上水道事業を運営し水道料金の統一を図り、上水道の事業統一を目指すというものでございます。

○議長（伴吉晴君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） ありがとうございます。

それでは、現在の本町での県営水道の利用状況、割合がどうなっているのか。

また、自己水の割合についてをお伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 谷口都市建設部次長。

○都市建設部次長（谷口裕司君） 本町の県営水道の利用割合、自己水の状況についてのご質問でございます。

本町の水道水は町内に2か所ある浄水場で、町内の深井戸から取水した水を浄水し、つくった水道水いわゆる自己水と奈良県営水道をブレンドし、皆様のご家庭に配水している状況でございます。

その総配水量につきましては、平成29年度決算ベースで302万2,078立方メートルあり、そのうち自己水が102万1,669立方メートル、約34%、そして県

営水道が200万409立方メートル、約66%といった状況でございます。

○議長（伴吉晴君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 県営水道が66%、自己水が34%ということで、現状でも自己水の2倍近くを県営水道に委ねているということがわかりました。

今後、この県の目標に従いますと、この自己水が全て県営水道に切りかわるといふことになるとは思いますけれども、これは本町にとってはどのようなメリットがあるのでしょうか。

また、デメリットはないのか、そのあたりをお伺いしたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 谷口都市建設部次長。

○都市建設部次長（谷口裕司君） メリット・デメリットにつきましては、それぞれの市町村によりまして大きな違いがあると考えております。

しかし、現状では一般的に考えられます範囲でご説明をさせていただきますと、まず、施設整備維持管理面で市町村域にとられない施設の統廃合、効率的更新、人材技術力の確保、管理体制の強化、緊急時の体制強化が期待できるということ。

また、経営面では、システム統合による業務の効率化、更新等にかかる投資軽減が期待でき、料金制度等、さらなる効率化が考えられます。

また、統合に当たりましては、国からの補助金や交付金が活用できることや県営水道エリアの全市町村が経営統合した場合、県の用水供給事業に係る部分に新たな経営母体が運営することになり、経費負担が軽減されると考えております。

現段階では、デメリット等については明確にあらわれておりませんが、示されておりませんが、今後、それらにつきましても種々、議論していくところでございます。

○議長（伴吉晴君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 業務の効率化や設備投資の負担軽減などメリットのほうが多いというような印象を受けました。まだ県のほうの水道ビジョンの策定がおくれているということと、実際の金額がどうなのかということも今後、進めていく中で決まっていくということもあるので、なかなか現段階ではっきりと明確なお答えをいただくのは難しいかなというところは理解はしていますけれども、今のところそういう設備投資の負担軽減などという意味ではメリットがあるというふうに理解はいたしました。

県内では、既に県営水道で100%になっている自治体もあるというふうに聞いておりました、そうした自治体においては水道設備の更新時期を迎えるというタイミングで新たな設備投資を控えて県営水道に切りかえたということを知っていますけれども、

本町におきましては県が進める平成38年度の目標とするスケジュールよりも早い段階で切りかえる必要がある状況なのか、それとも県のスケジュールに沿った形で検討を進めていくのか、そのあたりをお伺いしたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 谷口都市建設部次長。

○都市建設部次長（谷口裕司君） 全国的にも水道や下水道施設はもとより道路などの公共施設をはじめインフラ全体が老朽化してきている中で、健全な維持管理や更新が必要となってきているところでございます。

それを受け、国におきましては、広域連携をはじめ都道府県による事業統合の推進、そして基盤強化計画の策定を促し、種々討論することが進められているところでございます。

そのような中で、県域水道一体化につきましても現在、奈良県におきまして一定の方向づけをされ、県及び各市町村の経営状況や施設の状況等を細部にわたり調査し取りまとめをしているところで、具体的な内容につきましては今後、課題や問題点として具体化され、そしてさらに協議及び検討が必要になってくるだろうと考えております。

当町の水道事業といたしましては、今後、到来してくるであろう老朽化する施設の改築や更新等につきまして、現在のところ喫緊に手当が必要であるといったところはございませんが、安定した給水を持続していくためにも県域水道の一体化における作業部会におきまして種々、議論を重ねながら適切な水道事業の運営を目指してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（伴吉晴君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） ありがとうございます。

今すぐに切りかえないといけないという状況ではない、県のスケジュールに沿って進めていくというふうに理解をさせていただきましたけれども、その県の県域水道一体化のスケジュールの中で、町としてそれを一緒に県の一体化になって進めていくのか、また町の浄水場を廃止して100%県水に切りかえるのか、それとも浄水場は存続させて自己水を一定程度、維持するののかというようなことを判断する時期、タイミングについてはいつ頃になるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 谷口都市建設部次長。

○都市建設部次長（谷口裕司君） 現在、お示しされておりますスケジュールといたしましては、まず、平成38年度、2026年度までに上水道の経営統合を目指されているところでございます。

その内容でございますが、まず、平成30年度中に新領域水道ビジョンを策定する、そして、平成31年度に一体化推進協議会の設立、さらに平成32年度に一体化に関する覚書締結、その後、平成36年度には経営母体の設立基本協定の締結、そして平成38年度には上水道の経営統合といったスケジュールを示されており、順調に進められれば平成36年度、2024年度の経営母体の設立基本協定の締結までには一体化に向けた一定の意思決定が必要ではないかと考えております。

いずれにいたしましても、将来的な水道経営のあり方につきましては、各市町村の水道事業者とも意識を共有し連携を模索していくことが必要であるのではないかと考えており、方針決定につきましては改めて事前に担当常任委員会をはじめ議会とも十分、ご相談をさせていただき、将来におきましても住民に多大な負担がかかることのないよう熟慮してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伴吉晴君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 平成36年度の経営母体の設立基本協定の締結のタイミングまでには意思決定が必要ということで、まだ全体的なスケジュールも県の策定されているスケジュールどおりにはまだ進んでいないというところもあると認識しておりますので、まだしばらく時間的な余裕があるということは理解をいたしました。

しかしながら、水は生活にとって本当に大切なものでありますし、県営水道に全て統合されるようになりますと、渇水のと看などに県内全てが水不足になるということが懸念をされます。また、トラブルが生じた場合には、県内全域で影響を受けるのではないかとということも心配されます。私は、最小限は自己水の確保も必要ではないかと考えますので、住民生活に影響がないように慎重に判断していただきたいと思ひます。

そしてもう一つ気がかりなのは、災害時のことです。

県営水道100%になれば、やはり遠方のほうから送水してくるとなるというふうに思ひますけれども、そうしたときに地震などの大規模災害が発生した場合、本町では特に被害がなくても途中の送水しているところで災害によって送水が寸断されるという可能性が懸念をされますけれども、そのあたりについてはこういう一体化された場合についてはどうなのか、お伺いをしたいと思ひます。

○議長（伴吉晴君） 谷口都市建設部次長。

○都市建設部次長（谷口裕司君） 万が一、災害等が発生した場合、自己水源を保有する場合であっても県営水道、領域水道一体化であっても送水管や配水管の破損また停電による浄水機能の停止や各種設備機能の停止など、さらには地震による地下水脈の変動に

よる水質の悪化など考えられるリスクではございます。

しかし、そのような場合でも、当町が保有しております配水池では約1万3,000立方メートルの水量を確保することができる状況でございます。

例えば、地震発生時におけます応急給水計画におきましては、発災後、第一段階とされる三日間では生命維持のための水量であります1人当たり3リットルの確保、第二段階の四日から七日間につきましては3から20リットルの確保が必要と示されており、災害支援の到着や応急復旧ができるまでの間、約3万人の水が必要とした場合であっても平均的に計算いたしますと約2,700立方メートルの水が必要となり、貯水されている水を十分、活用することができると考えております。

また、近隣市町村も含めまして、広域的に災害時の連携が図れるよう配慮もしているところでもあります。自己水源を残す残さないにつきまして、もしくは県域水道一体化の参画等も含めまして、今後、水道事業も運営していく上で、人口減少に伴う使用料収入の減や施設の老朽化に伴う改築更新費用、維持管理費用など十分、精査した上で方向性を見きわめてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伴吉晴君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 災害時でも貯水している水でしばらくは対応できるということで、少しほっといたしました。

しかしながら、遠方から送水してくるのであれば、斑鳩町には災害はなくても途中で大規模災害があったなどの場合、日常生活に大きな影響を受けるということが懸念されます。

また、先ほども述べましたように県内全ての自治体が県の水一本となりますと、渇水などの際に県内全てが水不足になるということも心配されます。設備の更新や維持費用、人員の配置等、課題はあると思いますが、私は現段階では全て県営水道に頼るのではなく自己水を一定程度は確保していくことが必要ではないかと考えます。

水道自治という観点からも、今後、県の提出していただける資料等をにらみながら、慎重に検討していただきますようお願いをいたします。そして1問目の質問は終わらせていただきます。

続きまして、鳥獣被害、イノシシの被害について質問をさせていただきます。

最近、農家の方から、イノシシの被害について伺う機会が非常にふえてきております。ことしは、せっかく植えたサツマイモを全部イノシシに食べられたとか、スイカが全滅だったとか、稲刈りの前の田んぼにイノシシが入ってきて収穫できなかったとか、柿の

木の根元を掘り返すので柿の実が実らなかったとか、そういう被害を聞いております。

また、これまではイノシシがあらわれなかったところにもあらわれたというようなことも聞いておまして、年々、そのイノシシの被害がふえているのか、そうした被害状況について、お伺いをしたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） イノシシによる農地等への被害状況ということでございますが、イノシシによる農地等への被害といたしましては、イノシシが水田に侵入し稲を倒すことや野菜の食害、農地のあぜや水路の堤の損壊等が挙げられます。

まず、米への被害状況でございますけれども、奈良県農業共済組合北和支部によりますと、平成28年度は北部・東里の2地区で4戸8筆の農地において被害があり、被害額は14万7,126円となっております。平成29年度は小吉田・北部・西里・東里・白石畑・三井の6地区で12戸、26筆の農地に被害があり、被害額は56万8,215円となっております。平成30年度12月4日現在ですけれども、中部・西里・東里・白石畑の4地区で12戸、16筆の農地で被害が報告されております。額につきましては、現在取りまとめ中というところでございます。

また、全国的に見ますと、農林水産省の野生鳥獣による農作物被害の状況についての調査の結果でございます。

イノシシによる農作物被害の状況は、平成28年度で8,200ヘクタール、50億7,200万円、平成29年度は6,700ヘクタール、47億8,200万円と減少をしている状況というところでございます。

奈良県では、平成28年度で139ヘクタール、1億130万円、29年度では147ヘクタール、9,868万円と額としては減少している状況でございます。

次に、町におけるイノシシ捕獲檻の設置依頼については、平成28年度は3件の設置依頼に対し2件に捕獲檻を設置し、平成29年度は3件の設置依頼に対し1件の捕獲檻を設置いたしました。平成30年度は、現在のところ3件の設置依頼があり1件の捕獲檻を設置いたしました。なお、現時点で捕獲檻は10基、町内に設置しております。

次に、イノシシの有害鳥獣捕獲頭数につきまして、平成28年度40頭を捕獲し、平成29年度では63頭を捕獲しております。平成30年度11月末時点では38頭を捕獲しております。捕獲頭数から見ますと、昨年度同時期より3頭少ないという状況になってございます。

以上でございます。

○議長（伴吉晴君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） ありがとうございます。

捕獲頭数とあと被害額についても28年から29年はふえているけれども、30年については若干減少しており、全国的にも減少傾向というようなことはわかりました。

米についての被害については農業共済で把握できているようですけれども、農業共済の対象外である作物だったり、また入っておられない方も含めましてそうした兼業農家とか家庭菜園とかそういうところの被害状況の把握というのはどのようになっておりますでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご質問いただきました野菜への被害状況でございますが、一部の作物につきましては農業共済の対象となっているものの、奈良県農業共済組合によれば、現在のところイノシシによる野菜の被害については共済金を支払った案件はないということでございます。

また、農家の方が自家消費される野菜につきましては、客観的な被害判断が困難な状況でございます。平成31年1月から始まる収入保険制度では、野菜についても保険を適用できることとなっておりますが、加入対象者が青色申告をしている人という要件がございますので、作物を販売されない自家消費のみの農家に被害が生じた場合には、その被害状況は客観的に把握できないことになるとともに、収入保険制度に加入されていない農業者の被害についても客観的に把握ができないということになります。

こうしたことから、野菜に係るイノシシ被害の状況について把握することは非常に難しいものと考えております。

○議長（伴吉晴君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 野菜や果物等についての被害というのは把握できていないということと、そういう制度に加入されてない方だったり自家消費されるものについても把握はできていないということがわかりました。

続けて質問をさせていただきます。

防災情報メールに住宅地へのイノシシの出没についての情報が配信されてくることがありますけれども、住宅地や通学路への出没状況については、どのように把握されてますでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 住宅地へのイノシシの出没状況でございますけれども、

イノシシにつきましては夜行性の動物でございまして、多くのイノシシは一日じゅう、山中で過ごしているものの、一部のイノシシが夕方、日が沈んだ後に山中から農地や住宅地に出てくることがございます。

出没する地域につきましては、山際の地域になり、東里の毛無池から天満池周辺や西里の第二慈母園から桜池周辺、北庄や高塚町、龍田ネオポリスの周辺での目撃がございます。毎晩目撃されることもあれば、数日に1回の頻度で目撃されることもございます。

なお、住宅地においてイノシシが目撃された際には町へ連絡が入りますので、警察に連絡するとともに、斑鳩町防災情報メール及び子ども安全・安心メールを配信し、町民に対し注意喚起を行っているということがございます。

○議長（伴吉晴君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 住宅地でも数日に1回の頻度で目撃されることがあるということですね。

先ほどの農作物への被害状況について、きちんと実態把握ができていないということと、この通学路や住宅地の出没状況についても漠然とその目撃されている情報については町のほうでも把握されていると思いますけれども、これについてもやはりどこでいつ目撃されたのか、情報が入った次第にはきちんと記録をして、今後の被害対策に役立てる、また防止対策に役立てていくということが必要ではないかと考えております。

そうした被害の実態把握について、今後、取り組んでいただきたいなというふうに思います。それに加えまして、やはりその被害状況とかその出没状況をきちんと見える化することも必要じゃないかというふうに考えます。

さまざまな自治体がイノシシ防除マニュアルというものを作成をされておきまして、農作物に対する被害については被害のあったところの地図に印をつけたり、被害の内容や発生の頻度、周辺の状況を地図に記録することで見える化するという取り組みを紹介しているところもあります。

また、住宅地や通学路の出没についても、いつどこであらわれたのかということ記録することによって、その傾向とか対策を立てる参考になると思います。そうした実態把握、また見える化するような取り組みをされてはどうかと思いますけれども、本町についての見解を伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 当町では、農家組合長や農業者の方々から農地への被害について情報提供を受けて被害状況の把握をしているところでございます。

また、水稻の被害につきましては、奈良県農業共済組合の保険支払い状況について、情報提供から被害状況を把握しているところでございます。

しかし、共済保険の対象とならない農地もあり、詳細な部分までは把握することができていない状況でございます。

現在は、水稻のみの被害状況を確認しているというところでございますけれども、今後、町から各農家組合へ被害や出沒についての情報提供を依頼し、可能な範囲内で農作物被害状況を把握してまいりたいと考えます。

また、記録につきましても、各種イノシシ防除マニュアル等を参考にさせていただきながら、情報の記録収集に努めてまいりたいと考えております。

○議長（伴吉晴君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） すみません、農作物への被害もそうなんですけれども、住宅地等の出沒についても記録とか実態把握をしていただきたいと思いますけれども、そのあたりはいかがですか。

○議長（伴吉晴君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） そのあたりも含めまして、住宅地への出沒等の情報が入手できますと、この記録のほうに集約をしてまいりたいと考えてございます。

○議長（伴吉晴君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） ありがとうございます。

やはり被害を防ぐですとか今後の対策と立てる上でも、まず実態把握をきちんとした上でないと対策も立てられないと思いますので、実態把握をきちんとしていただきたいと要望をいたします。

続いて、このイノシシに対して、現状ではどのような対策をしているのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 現状の対策でございます。

対策といたしましては、防護対策と捕獲対策がございまして、防護対策では農地への侵入を防ぐための電気柵や防護柵の設置を各農業者の方々で実施していただいております。

捕獲対策といたしましては、斑鳩町猟友会に委託し、イノシシの頭数を減らす対策を実施しているところでございます。

これらの対策にかかります費用の助成といたしまして、防護対策につきましては斑鳩

町イノシシ等被害防止対策事業補助金の制度を平成25年度より運用いたしまして、イノシシ等による農作物被害が生じる、もしくは生じる恐れのある農地への電気柵や防護柵を設置する費用の2分の1、10万円を限度として補助をいたしているところでございます。

国においても、鳥獣被害防止対策事業のハード整備事業といたしまして、費用対効果が得られる規模の農地につきましては、イノシシ侵入防止用の柵設置にかかる資材費全額を補助する制度もございます。

また、捕獲につきましても、町猟友会に対しまして有害鳥獣駆除に使用する捕獲檻の貸し出しや罟等を配付するとともに、捕獲費用の助成につきましても国の補助制度を活用し、捕獲対策に努めているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） この対策につきましては、この対策をしてほしいという、その申し出については全て対応できているのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） まず、防護対策では、電気柵や防護柵設置について斑鳩町イノシシ等被害防止対策事業補助金の制度を運用いたしました平成25年度以降、申請をいただきました43件全てに補助を実施しているところでございます。

また、国の鳥獣被害防止対策事業につきましても、設置地域内の農地所有者の合意形成が図れました区域の2地区について、全て実施いただいているところでございます。

一方、捕獲対策につきましては、捕獲檻や罟の設置依頼に対しまして、全てに対応しているというところではございません。

捕獲対策につきましては、狩猟免許を有し専門的な知識と経験を有する団体であります町猟友会へ委託しておりまして、効果的あるいは効率的な捕獲を行うために、捕獲駆除者が専門的な見識をもとにイノシシの生息場所や地形等を判断して、捕獲檻または罟を設置することになりますので、捕獲檻の設置要望者の所有農地へ必ず設置するということにはなっていないという状況でございます。

○議長（伴吉晴君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 補助については、申請をされた方に対しては全て補助を実施していただいているということと、捕獲檻、罟については専門的な知識と経験に応じてきちんと対応していただいているということはわかりました。

もし、なかなか予算的なものがないとか、あとボランティアの猟友会の方をお願いを

しているというところで、なかなか対応し切れてないという状況があるのかなというふうな心配をしておりましたけれども、きちんと対応していただいているということで、今後も引き続き、お願いをしたいと思います。

しかしながら、従来の方法ではなかなかそれでも被害が防げてないという様子ですけれども、そのほかに有効な対策がないのか、また電気柵などについては設置する場所や対象が限られているので、住宅地への侵入などについては効果的な方法ではないと思われれます。

また、しかしながら斑鳩町は町全体が山に囲まれているというところではないので、山裾などに防護柵を設置すれば住宅地への侵入は防げるのではないかなというふうにも思いますけれども、今までの従来の対策だけではなくて今後、またそうした集落への侵入を防ぐための対策などができないのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 従来の対策以外の方法が何かないかということでのご質問でございます。

イノシシ等の野生生物を人間の生活圏への侵入を防止いたしますと、必然的に人間も野生生物が生息いたします山等へ立ち入ることができなくなってしまいます。

例えば、松尾山へ行かれる方、あるいは春にはタケノコの収穫をされる方が通行する里道もございます。また、道路や水路等の谷を防護柵で防ぐことはできませんので、集落への侵入を防ぐため、防護柵を設置することは現状では難しい状況でございます。

一方で、イノシシ等の有害鳥獣の出没につきましては、ニュースでも話題になるなど全国的に社会問題となっております。日々、新たな技術の開発も研究がなされているというところがございます。

例えば、ICTを活用した捕獲檻が導入されて、おりに設置したセンサーカメラの画像を利用して捕獲おりの扉を操作するものも開発をされております。従来の対策に加えて、こうした技術を活用することで効率的、効果的な捕獲を行うことができ、捕獲確率の向上や捕獲者の労力の軽減も図れることとなります。

しかしながら、費用対効果等の課題もございますことから、今後も先進事例等の情報も入手しながら調査研究を行い、イノシシによる被害の軽減に努めてまいりたいと考えております。

○議長（伴吉晴君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 従来の対策に加えまして、技術革新の中で新たな方法も検討して

いただきたいということで、よろしくお願いを申しあげます。

せっかく苦勞して育てた作物を食べられてしまうというのであれば、農家の意欲を失わせることにもなりますし、家庭菜園にしましても夏の暑い時期に草取りをしてやっと収穫できる頃にイノシシに食べられてしまつては、やる気がなくなつてしまいます。耕作放棄地をふやさないためにも、こうした被害を未然に防ぐことが必要だと思います。

また、先日も、兵庫県芦屋市の住宅地で女性がイノシシに指をかみちぎられるという衝撃的なニュースが報道をされました。兵庫県では、4月から10月までに2件のイノシシによる人的被害が確認されているそうです。

本町におきましても、そうした被害が発生することのないように、今の現状・実態をきちんと把握し、また農作物への被害を拡大させない、そして人的な被害も及ぼさないような対策を講じていただきますように要望いたしまして、私の一般質問は終わります。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 以上で、6番、平川議員の一般質問は終わりました。

これをもって、本日の一般質問は終了いたしました。

明日は、午前9時から一般質問をお受けいたしますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦勞さまでした。

（午前11時43分 散会）